

諸外国の行動制限等の現状について（3/23 17:00時点更新・調査中）

※在外公館等において把握している主な取組に限る。

| | イベント禁止、施設閉鎖等 | 学校閉鎖等 | 移動制限・その他 |
|-----|--|---|---|
| 米国 | <p>○連邦政府は、15日間、10人以上の社会的会合、レストラン等での食事、不要不急の旅行を避ける等の大統領ガイドラインを発表（3月16日）</p> <p>○各州及び各自治体（郡市）において、例えば以下のような措置を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レストラン・バー等の店内営業禁止（持ち帰り等に限る）（カリフォルニア州、オハイオ州、ニューヨーク州等） ・必要不可欠ではない業態のビジネス（興行等）の30日間の閉鎖指示（ネバダ州） ・特定人数（25名等）以上の集会・イベントの禁止（マサチューセッツ州、コネチカット州等） | <p>○全国39州で3月16日以降、順次学校閉鎖を実施。少なくとも91,000の公私立学校の4,170万人に影響。</p> <p>○州単位で閉校を決定していない州においても、広範な地域で学校閉鎖を実施。</p> | <p>○連邦政府による非常事態宣言（3月13日）</p> <p>○連邦政府は、15日間、10人以上の社会的会合、レストラン等での食事、不要不急の旅行を避ける等の大統領ガイドラインを発表（3月16日）（再掲）</p> <p>○全州による非常事態宣言等の発出</p> <p>○カリフォルニア州ベイエリア7郡市において、不要不急の外出を禁止する屋内退避命令を発出（3月18日～4月7日）食料品店等は営業継続</p> <p>○夜間外出禁止令を発令する自治体も多数</p> <p>○国務省による全ての海外渡航の中止勧告（3月19日）</p> |
| カナダ | <p>○連邦政府が集会の制限に関するガイドラインを作成、実際に導入するかどうかは各州政府が決定。</p> <p>例：250人以上のイベント中止要請（ブリティッシュ・コロンビア州、オンタリオ州等）</p> | <p>【マニトバ州】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校（幼稚園～高校）の閉鎖を要請（3月13日～4月13日（予定）） | <p>○クルーズ船への乗船中止要請（3月9日連邦外務省）</p> <p>○不要不急の海外渡航に対する中止要請（3月13日連邦外務省）</p> <p>○州政府による非常事態宣言等の発出：オンタリオ州、アルバータ州、ブリティッシュ・コロンビア州（3月17日）</p> |

| | イベント禁止、施設閉鎖等 | 学校閉鎖等 | 移動制限・その他 |
|------|--|---|--|
| 英国 | <p>○2020年5月7日予定の統一地方選の1年延期を発表（3月13日）</p> <p>○大規模イベントに対する政府の不支持を表明。（3月16日首相会見）</p> <p>○パブ、レストラン、劇場等の3月20日夜からの閉鎖（3月20日首相会見）</p> <p>【スコットランド】</p> <p>・500人以上の集会禁止（3月16日～）</p> | <p>○イングランド、ウェールズ、スコットランドで学校閉鎖（3/20～）</p> <p>（北アイルランドは児童生徒は3/18～、教職員は3/23～）</p> <p>ただし、医療職員等主要労働者の児童生徒のためには学校継続。</p> | <p>○単身の有症状者は、7日間自宅待機。（3月12日「自宅待機ガイドライン」、3月16日更新）</p> <p>○自身又は家族に症状のある場合に14日間の自宅待機を要請。（3月16日首相会見）</p> <p>※いずれも軽症の場合、専用ダイヤルに電話せず、国民保健サービスのウェブサイトから情報を得ることを要請。</p> <p>○NHSイングランドが、高リスク者150万人に12週間の外出自粛を個別勧告（3月22日）</p> <p>○不要不急の他人との面会・移動の取り止め、在宅勤務を推奨（3月16日首相会見）</p> <p>○不要不急の全海外渡航の自粛を要請（3月17日）</p> |
| スペイン | <p>○生活必需品の販売店を除く商店、文化施設等、レストラン等の営業停止（3月14日～当面15日間）</p> | <p>○全州の大学以下の教育機関の休校措置</p> | <p>○全ての不要不急の移動を制限（必需品の購入、通院等を除く）（3月14日～当面15日間）</p> |

| | イベント禁止、施設閉鎖等 | 学校閉鎖等 | 移動制限・その他 |
|------|--|--|---|
| フランス | <p>○100人以上の集会を禁止（3月15日～4月15日）</p> <p>○大衆向け施設（レストラン、飲料提供店、美術館等）の受入れを禁止（3月15日～4月15日）</p> <p>○3月22日に予定されていた市町村議会選挙の決選投票を延期</p> | <p>○子どもの受入れ施設・教育機関（保育所、小中学校、高校大学等）を一時停止（3月16日～3月29日）</p> | <p>○100人以上が乗船するクルーズ船の寄港を禁止（3月15日～4月15日）</p> <p>○自宅外の移動を禁止（必需品の買物、通院、テレワークが困難な場合の通勤、若干の運動等は除く。ただし、移動に際し証明書類の所持が必要）（3月17日～3月31日）※罰則付き</p> <p>○公衆衛生法典に「衛生緊急事態」に係る規定を創設し、「衛生緊急事態」を宣言することで、移動制限、物資の徴用等の広範な権限が行使可能に。また、違反者の罰則強化※従来より公衆衛生法典に基づき措置を講じる権限はあったが、より明確化</p> |
| ドイツ | <p>○独全土において、全ての飲食店の閉鎖（個人が自宅で飲食するための料理の販売は例外）</p> <p>○グループによるパーティーは、公共の場所か私的な空間（住居）かを問わず許容されない。違反行為には罰則 上記は、最短2週間適用する（3月22日）</p> <p>【バイエルン州、バーデン＝ヴュルテンベルク州、ザクセン州、ザクセン＝アンハルト州】 州令に基づき、勤労活動・生活必需品の購買等以外の外出を制限し、違反者に罰則</p> | <p>○全州の教育施設（学校、幼稚園等）の休校措置（最長で3月16日～4月19日）</p> | <p>○独全土において、接触制限（公共空間における同居家族以外の2人を超える集まりを禁止）を最短2週間適用する（3月22日）</p> <p>○観光目的での外国渡航中止を勧告（3月17日）</p> |

| | イベント禁止、施設閉鎖等 | 学校閉鎖等 | 移動制限・その他 |
|-----|--|---|---|
| スイス | <p>○食料品、薬局を除く全ての店舗、レストラン、バー、娯楽施設、その他十分な対人距離を確保できない業種（ヘアサロン等）を閉鎖（テイクアウト食品店等は対象外）（3月17日～4月19日）</p> <p>○連邦議会は開催中の上下両院による春会期中断を決定。（3月15日）</p> <p>○公私を問わず、全てのイベントを禁止（近親者の葬式を除く）（3月16日）</p> | <p>○小学校以降の教育機関を閉鎖（全国4月4日まで、ジュネーブ州4月8日まで、ヴォー州4月30日までなど）</p> <p>○ジュネーブ州、バーゼル・シュタット準州では保育園も閉鎖。閉鎖するかは各州の判断。</p> | <p>○大統領による非常事態宣言（3月16日）</p> <p>○社会生活で人との距離を保つよう要請。</p> <p>○ラッシュ時通勤の回避・テレワークを推奨。</p> |
| 韓国 | <p>○集会・行事・旅行等の延期・中止勧告及び宗教施設、室内体育施設、遊興施設に対する運営中断勧告(3月22日～4月5日)</p> <p>【ソウル市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都心部でのデモ・集会の禁止（2月21日～） <p>【大邱広域市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての集会禁止（2月26日～） | <p>○幼稚園、初・中等学校の新学期始業日を延期（4月6日へ）</p> <p>○保育園の休園期間を延長（4月5日へ）</p> | <p>○不必要な外出・会合を避け、他者との接触の最小化を要請。</p> <p>○集会・行事・旅行等の延期・中止勧告及び宗教施設、室内体育施設、遊興施設に対する運営中断勧告(3月22日～4月5日)（再掲）</p> |